

みやぎ知的財産活用推進方策の概要(改訂版)

背景と課題

背景

- アジア諸国をはじめとする国際競争激化
- 価格競争の限界
- 知的財産に対する権利意識の高まり

《知的財産の活用が重要な課題》

- 他者との差別化
- 高付加価値化
- 競争力強化

国等の動き

- 平成15年3月 知的財産基本法施行
- 平成15年7月 「知的財産推進計画」策定
- ※当初は大学、産学連携、制度整備が中心
- 中小企業に関しては2004年から以後「知的財産推進計画」は毎年更新(知的財産基本法第6条)
- 地方公共団体は、…知的財産の創造、保護及び活用に関し…区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 平成19年度末までに知的財産施策方針等

全国的な知的財産重視の広がりの中で、取組みを充実強化することが必要

本県の知的財産の課題

- 知的財産に関する知識の取得機会の必要
- 知的財産に対応できる人材・体制の不十分
- 知的財産の取得や戦略的取組みの不足
- 大学等の知的財産の利活用の不十分さ
- 創造・保護・活用に係る技術支援・事業化支援の必要
- 海外における知的財産保護の重要性の理解不足

課題の対応へのポイント

- 中小企業・生産者の知的財産活用育成支援として知的財産全般の知識普及、相談、助言、事業化支援が求められる。
- 専門知識を持つ者によって、相談、助言、普及、人材育成、知的財産の取得、活用等を促進する。
- 知的財産はそれ自身が目的ではなく、事業創出、強化等のツールであるので、中小企業・生産者に対する施策、事業の効果的推進の中でその活用、事業化支援を進める。

総合的な推進方針(みやぎ知的財産活用推進方策)の下に知的財産の活用促進による地域産業競争力の強化を効果的・有機的に進める必要がある。

推進方策の基本と目標

活用推進の基本構成

特許、実用新案、意匠、商標(ブランド)、品種

理解・認識 → 創造 → 保護(権利化) → 活用(事業化) → 競争優位

事業化支援、相談、助言

活用推進の基本的な考え方

知的財産の「理解」から戦略的活用まで、中小企業・生産者の実情に応じた支援

- 専門家の知恵と経験の活用
- 現行支援制度、地域資源の最大限の活用
- 中小企業等の多様な局面への対応
- 中小企業等支援施策推進の中で活用促進
- 職員の知的財産スキルの向上
- 知的財産関連機関のネットワークを図る

目指す成果、状態

- 中小企業・生産者における特許、実用新案、意匠、商標(ブランド)、品種等の知的財産を経営資源(経営戦略)とした高い競争力の確保により、地域競争力のある産業集積の達成
- 中小企業・生産者の知的財産活用の理解進展(知的財産の創造・保護・活用が競争力の源泉であることへの認識)
- 中小企業・生産者における、知的財産の取得、利活用の進展
- 知的財産を経営資源とする中小企業の増加

推進方策の目標

県内の中小企業や生産者が、知的財産の重要性を認識し、創造・保護・活用に積極的に取り組むことにより、知的創造サイクルを確立し、競争力の強化と経営の持続的な発展を図る。

目標達成のための5つの柱

知的財産の知識向上
＜知財デバйдの解消＞

知的財産の知識普及と相談・助言の実施
特許、実用新案、意匠、商標(ブランド)等を熟知することにより、創造・保護・活用の的確な対応が行われる。

- 中小企業等における人材育成
企業経営者、産業行政担当等各領域研修(日本弁理士会との協定実施、各種研修参加促進など)
- 相談体制の強化(相互の連携強化、対応機能の充実)
- 県内知的財産支援機関ネットワークの構築(知的所有権センター、発明協会、弁理士会宮城県支部、みやぎ産業振興機構等)

知的財産の創造
＜知的財産を創り、育てる＞

新たな技術開発・商品開発における「競争優位」の源泉である知的財産を創り、育てる企業等への支援

- 研究開発や商品企画における技術調査支援
開発、企画の方針決定に資する先行技術や技術動向調査支援(知的所有権センター特許情報検索支援・相談)
- 意匠・ネーミング等事前調査支援
- 研究開発・商品開発資金支援(補助、融資)
- 企業への技術等支援
企業等の技術的課題解決、技術力の向上に資するための技術相談、技術改善支援、技術研修
- 企業の新技術・新製品開発支援
関係技術開発等支援、支援策とのマッチング
- 産学官連携による共同研究開発推進
大学・研究機関の技術シーズ、研究開発力の活用を促進(産学連携研究の促進)
- 発明・創造の奨励
- 農林水産物のブランド化・地域ブランド育成
「食材王国みやぎ」による「食」のブランド創出、地域団体商標活用の相談・支援、地域特産品、伝統工芸品等の認証・指定等関連技術開発(品質保持、加工、栽培技術等)

知的財産の保護
＜知的財産として守り、保持する＞

技術開発、商品開発の「競争優位」の源泉となる知的財産を巧みに保護・権利化し、有効活用、戦略的活用につなげる企業等への支援

- 知的財産の権利化の支援
相談窓口によるサポートの実施
先行技術、商品化動向調査、権利化対象等、商標・ネーミング調査
- 知的財産の権利保護の支援
共同研究、試作・サンプル提供、ライセンス交渉における知的財産取扱いの支援、侵害、訴訟対応の相談、助言の実施
- 商標を活用した製品・商品等の保護
製品、商品を守る商標の戦略的活用支援、商標登録(商品ブランド、地域ブランド)による類似商品等への対抗
- 特許削減等の優遇制度等(特許庁)の活用奨励、中小企業、個人の出願の早期審査制度利用の奨励
- 品種判別技術、産地判別技術の確立
- 「農産物知的財産権保護ネットワーク」の活用による情報収集
- 品種保護のための他都道府県、独法機関連携
- 様々な方法での自社の製品・商品の保護
- 海外における知的財産権の保護に係る支援

知的財産の活用
＜知的財産を活かし、伸べる＞

知的財産を活用した新たな製品やサービスの創出に取り組もうとする企業等への支援

- 事業化への支援
新技術のコアとなる要素技術、マーケティング等ブランチュアアップ支援
- 販路開拓等支援
研究成果活用製品の販路開拓等支援、県産食材の販売促進等(県産登録商標「食材王国みやぎ」等を活用し、ブランド強化、販売促進を推進)
- 未利用特許の有効活用と事業化促進
技術導入・技術移転、特許流通支援(特許流通アドバイザー)
- マッチング支援
企業ニーズと技術シーズ・研究シーズのマッチング、企業・大学等間の技術の紹介・展示等(「KCみやぎ推進ネットワーク」等)
- インキュベーション施設等による支援
東北大学等技術シーズの活用による事業化の促進(あおばインキュベーションスクエア等)
- 資金支援
新技術・新製品事業化等資金等

知的創造サイクルの確立

競争力の強化 経営の持続的発展

県の試験研究機関を活用する
＜知的財産の創造・活用に寄与する＞

県の試験研究機関の有する研究開発機能や研究成果は地域の貴重な知的資源であることから、社会ニーズを踏まえた効果的な試験研究と、有用な研究成果を知的財産として保護・活用を図る。

- 生産者や企業のニーズに対応した研究開発の推進(加工技術、栽培技術、品質保持技術、品種育成等)
- 県の重点施策や県政課題に対応した研究開発の推進
- 企業・生産者との共同研究等の推進
- 中小企業等への技術支援(技術相談、技術改善支援、技術講習等)
- 有望な研究成果の権利化と活用の推進

推進体制等強化

「宮城県知的財産支援機関連絡会議」の設置
＝県内知的財産支援機関の連携強化＝
(みやぎ産業振興機構、知的所有権センター、産業技術総合センター、東北経済産業局特許室、東北農政局、発明協会、商工団体、ほか)

- 情報交換会の開催
- メーリングリストによる情報共有
- ポータルサイトの構築 等

「宮城県知的財産活用推進本部」の設置
＝方策の決定・全庁的推進＝

- 知的財産関係施策の企画運営調整
- 研修企画等事業実施調整
- 知的財産情報共有
- 運営連絡組織業務企画調整
- 支援ネットワーク構築 等

支援体制のイメージ

知的所有権センター ↔ 特許流通アドバイザー
知的所有権センター ↔ 特許情報活用支援アドバイザー

弁理士 ↔ 中小企業等
弁護士 ↔ 中小企業等

支援機関等相談

事業化支援 知的財産活用等支援 経営支援

技術アドバイザー
経営アドバイザー
(みやぎ産業振興機構)

知的財産を活用した事業化